



広島県報

号外
第10号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

公告
 県有財産売却の一般競争入札
 警察本部公告
 一般競争入札 (二件) (財産管理室)

公告

県有財産売却の一般競争入札を次のとおり行つ。
平成十九年一月二十二日

広島県知事 藤田雄山

一 入札に付する物件

番号	所在地	種別	地積 (㎡)	予定価格 (千円)
1	廿日市市原字國寶七三番一外五筆	土地・建物・ 工作物・立木	一四、三六三・二三	八九、〇〇〇
2	東京都中野区中央二丁目三三番二三	土地・建物・ 工作物・立木	九五七・二三	六八一、〇〇〇

二 入札の申込先及び受付期間

- 1 申込先
広島県総務部財務局財産管理室
千七三〇 八五一 広島市中区基町一〇番五二号
- 2 受付期間
平成十九年二月十九日 (月) から平成十九年三月五日 (月) までの午前八時三十分から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。
郵送等の場合は、平成十九年三月五日 (月) 午後五時必着とする。

三 入札の日時及び場所

番号	入札の日時	入札場所
1	平成一九年三月二日 (月) 午前一〇時	広島県庁舎本館三階 財産管理室分室
2	平成一九年三月二〇日 (火) 午前一〇時	都道府県会館一階 一〇一大会議室

四 入札に関する注意事項

- 1 次に掲げる者は、入札に参加できない。
 - (一) 本件一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (二) 次のいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 県の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なくして、県との契約を履行しなかつた者
 - (6) 前記(1)から(2)までのいずれかに該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第一号から第六号に該当する者
- (一) 入札保証金について
 入札に参加する者は、入札金額の百分の五以上の額の入札保証金を金融機関の自己納付

あて小切手によつて入札当日受付の際に納付する。』
 (二) 還付等

入札保証金は、次のとおり処理する。

- (1) 落札者
 売買代金又は契約保証金へ充当する。
- (2) その他の者
 入札当日の入札保証金納付時に交付した納記と引換えに還付する。

(三) その他

入札参加者が入札に関し不正の行為をしたときは、その者の納付した入札保証金は
 県に帰属する。

3 無効入札について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (二) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (三) 入札者が二以上の入札をしたとき。
- (四) 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
- (五) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があつたとき。
- (六) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。
- (七) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (八) 入札書の入札金額が訂正してあるとき。
- (九) 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合はその箇所に押印のないとき。

五 その他

1 入札に必要な書類は、広島県総務部財務局財産管理室に備え付けてある。

2 入札等に関する問い合わせ先

広島県総務部財務局財産管理室

電話(〇八二)五二二三 二三〇五(ダイヤルイン)

警察本部公告

広島県警察本部公告第4号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定によつて公告する。

平成19年1月22日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

1 調達内容

(1) 業務名
 高度画像情報システム用伝送回線サービス 一式

(2) 業務の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年3月1日から平成22年2月28日まで
 (地方自治法【昭和22年法律第67号】第234条の3の規定に基づき長期継続契約)

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

月額利用料及び初期導入費により入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

月額利用料及び初期導入費をそれぞれ記載すること。なお、落札決定に当たつては、
 入札書に記載された月額利用料及び初期導入費に当該金額の5パーセントに相当する金
 額を加算(5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切
 り捨てるものとする。)し、月額利用料の3箇年分に初期導入費を加えた金額をもつて
 落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
 事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を、
 入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規
 定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成18年広島県告示第715号(平成19年から平成20年までにおける県の業務委託の一
 般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以
 下「資格告示」という。)によつて「電話・電気通信回線サービス」の資格を認定され
 ている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を
 受けていない者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)で上記

2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成19年1月22日(月)から平成19年2月1日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県総務部財務局財産管理室(広島県庁本館3階)
電話(082)513-2315(ダイヤルイン)

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8507 広島市中区基町9番42号
広島県警察本部交通部交通規制課施設第2係(広島県庁東館12階)

イ 交付期間

平成19年1月22日(月)から平成19年2月1日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成19年2月1日(木) 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律[平成14年法律第99号]第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成19年2月6日までに通知する。

(3) 入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成19年2月20日(火) 午後3時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成19年2月21日(水) 午後1時30分

イ 場所

広島市中区基町1番4号
広島県警察本部別館基町庁舎3階交通管制センター管制室

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
 - (3) 入札者に求められる義務
上記4(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。
 - 入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
 - (5) 契約における特約事項
この入札による契約は、平成19年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県はこの契約を解除することができる。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 手続における交渉の有無
無
 - (8) その他
入札説明書による。
 - 7 問い合わせ先
〒730-8507 広島市中区基町9番42号
広島県警察本部交通部交通規制課施設第2係（広島県庁東館12階）
電話（082）228-0110 内線5196
 - 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be required
Network Service for Intelligent Integrated Industrial Television Systems 1 Set
 - (2) Fulfillment period
From 1 March, 2007 to 28 February, 2010 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)
 - (3) Fulfillment place
Specified in the bid explanation form
 - (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for

- the qualification
- 5:00 PM 1 February, 2007
- (5) Time-limit for tender
1:30 PM 20 February, 2007
 - (6) Contact point for the notice
Traffic Regulation Division, Traffic Department,
Hiroshima Prefectural Police Headquarters
9-42, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City, 730-8507, Japan
TEL 082-228-0110 EXT.5196
- 広島県警察本部公告第5号
- 次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によつて公告する。
- 平成19年1月22日
- 広島県警察本部長 飯 島 久 司
- 1 調達内容
 - (1) 業務名
交通流監視システム用伝送回線サービス 一式
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成19年3月1日から平成22年2月28日まで
（地方自治法【昭和22年法律第67号】第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
月額利用料及び初期導入費により入札に付する。
 - (6) 入札書の記載方法等
月額利用料及び初期導入費をそれぞれ記載すること。なお、落札決定に当たつては、入札書に記載された月額利用料及び初期導入費に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）し、月額利用料の3箇年分に初期導入費を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を、

入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成18年広島県告示第715号（平成19年から平成20年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）によつて「電話・電気通信回線サービス」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成19年1月22日（月）から平成19年2月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
 なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもつて記載すること。外国通貨をもつて金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730 8511 広島市中区基町10番52号
 広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁本館3階）
 電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所
 〒730 8507 広島市中区基町9番42号
 広島県警察本部交通部交通規制課施設第2係（広島県庁東館12階）
 イ 交付期間

平成19年1月22日（月）から平成19年2月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場合

ウ 提出期限

平成19年2月1日（木） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成19年2月6日までに通知する。

(3) 入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先
 上記(1)アの場合
 イ 提出期限
 平成19年2月20日（火） 午後3時
 ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時
 平成19年2月21日（水） 午後1時30分

1 場所
 広島市中区基町1番4号
 広島県警察本部別館基町庁舎3階交通管制センター管制室

〒730-8507 広島市中区基町9番42号
 広島県警察本部交通部交通規制課施設第2係 (広島県庁東館12階)
 電話 (082) 228-0110 内線5196

5 落札者の決定方法
 (1) 広島県契約規則 (昭和39年広島県規則第32号) 第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者 (開札に立ち会っていない者を含む。) があるときは、これに代えて、当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。

8 Summary
 (1) Nature and quantity of the service to be required
 Network Service for Industrial Television Systems 1 Set
 (2) Fulfillment period
 From 1 March, 2007 to 28 February, 2010 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)
 (3) Fulfillment place
 Specified in the bid explanation form
 (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
 5:00 PM 1 February, 2007
 (5) Time-limit for tender
 1:30 PM 20 February, 2007
 (6) Contact point for the notice
 Traffic Regulation Division, Traffic Department,
 Hiroshima Prefectural Police Headquarters
 9-42, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City, 730-8507, Japan
 TEL 082-228-0110 EXT.5196

6 その他
 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 (2) 入札保証金及び契約保証金
 免除
 (3) 入札者に求められる義務
 上記4(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。
 入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 (4) 入札の無効
 本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
 (5) 契約における特約事項
 この入札による契約は、平成19年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができる。
 (6) 契約書作成の要否
 要
 (7) 手続における交渉の有無
 無
 (8) その他
 入札説明書による。

7 問い合わせ先